山青森県報

平成二十八年

				介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防
六	:	<u> </u>	同	介護保険法による介護予防サービス事業者の指定
<i>Ŧ</i> i.	:	<u> </u>	同	事業の廃止の届出
				介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援
<i>±</i> .	:	<u> </u>	同	事業の廃止の届出
		ļ	[介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス
<i>≢</i> i.	:	課祉 ·	保高 険福	介護保険法による居宅サービス事業者の指定
껃	:	<u> </u>	同	定の取消し
				難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指
四	:	<u> </u>	同	びに担当する診療科名の変更の届出
				として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並
				難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主
= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	:	<u> </u>	同	難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定
=	:	<u> </u>	同	関の指定の辞退
				難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機
= .	:	<u> </u>	同	関の所在地の変更の届出
				難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機
≕ .	:	課)	(保健衛生課)	指定
				難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の
				告示
_	:	課 :	(港湾空港課)	青森空港条例施行規則の一部を改正する規則
				規則
				目次

ゲルマニウム半導体検出装置の購入に係る一般競争入札 (会計管理課) ゼ	公告	共同漁業及び区画漁業の免許	サービス事業の廃止の届出
(会計管理課)		(水産振興課) 六	(同)
:		:	:
七		~	ベ

同	同	心改良区の定款変更の認可
(県上	(県西	県三
民地	民 ^北 地	民地
局域	局域	局域
: 九	: 九	: 九

選挙管理委員会

右

ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正...(事善務 局)... ヵ保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホー病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び

規

則

青森県規則第三十六号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 青森空港条例施行規則 (昭和三十九年十月青森県規則第九十四号) の一部を次のよ

第八条を次のように改める。

(着陸料の減免に係る航空機及び金額)

2 条例第十八条第一項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第一項に規定

額を控除して得た額とする。

初の一(最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一)に相当する分の一(最大離陸重量が六トン以下の航空機にあつては、十六分の一)に相当する額を、ターボジェット発動機を装備する航空機以外の航空機にあ第一第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額の六第一第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額の六第一第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額の六第一第一号3の規定の適用がないものとした場合の同項に規定する着陸料の額の六

附則第二項及び第三項を次のように改める。

の表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を控除して得た額とする。第十八項に規定する着陸料の額に同欄に規定する航空機の区分に応じそれぞれ次一項に規定する着陸料の額から条例別表第一第一号3の規定の適用がないものとし一項に規定する航空運送事業の用に供する航空機のうち次の表の上欄に掲げる航空機とし、条例第十八条第一項に規定する規則で定める金額は、条例第十七条第航空機とし、条例第十八条第一項に規定する規則で定める航空機は、航空法第二条かかわらず、条例第十八条第一項に規定する規則で定める航空機は、航空法第二条2 平成二十七年七月一日から平成二十九年六月三十日までの間は、第八条の規定に

た航空機(国際航空に従事するものを除 空機にあつては六分の一、ターボ直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸し ターボジェット発動機を装備する航	航空運送事業者に係るものを除く。) が空運送事業者に係るものを除く。) で、一定の日時により航行する航空機(平行う同法第百二条第一項に規定する国内定期航空運送事業を行う同法第百二条第一日前から空港と大阪国際空港との間に路線を定め空港と大阪国際空港との間に路線を定め	運送事業者に係るものを除く。) に規定する国内定期航空運送事業を行うに規定する国内定期航空運送事業を行うに規定する国内定期航空運送事業を行うに規定する国内定期航空運送事業を行うに規定する国内定期航空運送事業者に係るものを除く。)
空機にあつては六分の一、ターボターボジェット発動機を装備する航	十五分の一	十五分の一

5				
o 平成二十七手七月一日から平成二十八手十月三十一日までの間こおける前頁のほ				 ✓ ✓
十ヨ三十一日までの間こおける前項の担	あつては、十六分の一)	大離陸重量が六トン以下の航空機に	外の航空機にあつては八分の一(最	ジェット発動機を装備する航空機以

定の適用については、同項の表中平成二十七年七月一日から平成二十八年十月三十一日までの間における前項の規

あつては、十六分の一)	
大離陸重量が六トン以下の航空機に	
外の航空機にあつては八分の一(最	
ジェット発動機を装備する航空機以	を除く。)
空機にあつては六分の一、ターボ	した航空機 (国際航空に従事するもの
直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸 ターボジェット発動機を装備する航	直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸

とあるのは、

	「舟行できせのを防ぐ」
	り坑亍するものを余く。~
	航空機 (路線を定めて一定の日時によ
十五分の一	空港と本邦外の地点との間を航行する
あつては、十六分の一)	
大離陸重量が六トン以下の航空機に	
外の航空機にあつては八分の一 (最	
ジェット発動機を装備する航空機以	を除く。)
空機にあつては六分の一、ターボ	した航空機 (国際航空に従事するもの
ター ボジェット発動機を装備する航	直前に沖縄島に所在する飛行場を離陸

とする。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附則

この規則は、平成二十八年七月二日から施行する。

告

示

青森県告示第四百五十四号

により公示する。 項の規定により、 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第五条第一 医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定

平成二十八年七月一日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

奥寺消化器科外科 南部店調剤薬局ツルハドラッグ福地 シー 城東北店保険調剤薬局タイキファーマ たざわ生活習慣病クリニック 名 称 一階
弘前市大字城東北四丁目四の二〇 の二 青森市中佃二丁目一八の二 八戸市大字尻内町字八百刈一〇の三 所 在 六 地 示平 ・成 夺 六 年指 11 " 月 六 日定 三

青森県告示第四百五十五号

同法第二十四条第二号の規定により公示する。 規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第十九条の

平成二十八年七月一日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

所 在 地 年変 月 日更

X

分

名

称

変更後

変更前

ンあおい訪問看護ステーショ

の六ハ戸市大字新井田字八森平一

〇の二二 十和田市大字切田字横道

 $\overline{\circ}$

三平 ・成 季

ラーナー〇一八戸市柏崎二丁目二の六ソ

兲

7. 四 変更後

変更前

|十和田訪問看護ステーショ

三六十和田市元町西一丁目一三の

規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の 青森県告示第四百五十六号 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第二十条の

平成二十八年七月一日

規定により公示する。

青森県知事 Ξ 村

申 吾

東ス 北 店 パー 名 ドラッグアサヒ城 称 弘前市大字城東北四丁目四の一九 所 在 地 六平 ・成 手 三 年指 月定辞 日退

青森県告示第四百五十七号

により公表する。 る法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第二十一条第一号の規定 項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関す 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第六条第

平成二十八年七月一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

平成二十八年七月一日

亖

X

分

の指 区定

分医

氏

名

を主 行し

うて指

医定

一難療病

機診

関断

名

称

所

在

地

診担 療当

科す

名る

年変 月 日更

青森県知 事 Ξ 村 申

吾

医難 医難 医難 医難 区指定医 医難 医難 医難 医難 医難 病指 病指 病指 病指 病指 病指 **添病指** 病指 病指 定 定 定 分の 定 定 定 定 定 定 千葉 吉澤 氏 織加 中 奥 三﨑 松 実百 百 賀谷 村 本 目 目 木 木 茂男 秀華 紀之 進 俊 恵 早 彦 斉 希 泰 名 セテー いが ション ションリン ションリー ションリー 科奥外寺科消 病公 院立 病八 院戸 中十央和 病険国 所五 中十 中十 名 院五民戸健 中央 病田 前の 央和 病田 を主 、 赤十字 行と 野 病田 総康 診療 院市 院市 化 辺 院市 うだ 地 合保 器 立 立 立 称 三字野沢三九の 木字中明戸二 一丁目二の 番十町和 字鳴沢九の一二 番十町和 番十 町和 沢三 所 医定 尚声 一難 療病 四市 一郡 一田 -田 七五 四吊 四市 在 機の診 の戸 の西 の西 の西 -扇 町 八王 八王 の五 八王 三町 関斯 字 面 地 科科、別科、別科、 内標 科科、 外科、 内科、 内膚、 内科、 内膚、 ション科リハビリ 皮膚科 皮膚科 外科 整 消化器内科 診担 形外科 科 神経外科 療当 放射線科 科す テー 名る 示<mark>平</mark> 六 11 兲 兲 兲 兲 11 示 年指 月 日定 **≢**. **≡**. 六 **☆** 六 **☆ ☆**

 \Rightarrow

変更前

院公

立七戸

, 病

影津内九八0

の町

変更後

定難 医病

田

澤

康明

二習た ツ慣ざ

ク病とり

目一八の二六青森市中佃二丁

科内謝尿内

分内病科 泌科・ 内、代糖

ŧ

指

変更前

央青 病森

院県

立中

丁青

自森

一市

の東

科内分泌

内

-造道

変更後

央青 病森

院県

立中

丁青

自森

一市

の東

外科

·造

道

変更:

前

定難 医病

田

暁彦

院学弘 部 附大 属学 病医

科消化器外

₽Ψ

成四

指

変更後

定難 医病

中

裕之

所立健田

田康子子保町診院国

療町民

の字:

5 一七字前 三戸郡田子 三戸郡田子 三

田町

大

内科

示

ᄪ

指

青森県告示第四百五十八号

行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があった 十一号) |病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 第十九条の規定により、 次のとおり指定医から主として指定難病の診断 (平成二十六年厚生労働省令第百

ぐ

同令第二十一条第二号の規定により公表する。

青森県告 示第四百五十九号

変更後

沢

病沢

院市

六字三 五堀沢

立

Ξ

口市

1一六四の記入字三沢

変更前

院青康人独 森福労立 労祉働行 災機者政 病構健法

町字南ケ丘ーハ戸市大字白紀

銀

整形外

科

11

定難 医病

小川

太郎

指

	1
難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成二	
(平成二十六年厚生労働省令等	

第百

ので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。二十一号)第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消した

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申

吾

Γ Ε. ₩Α		+1-5
医難病指定	分	定 医
岩澤	E	E
智宏	台	3
病公 院 野 辺地	名称	を 行 うじ
字鳴沢九の一二上北郡野辺地町	所 在 地	医療機関症難病の診断
整 形 外 科	診 療	
科	科	
	名	る
 	年耶 月 日消	双指 肖定

青森県告示第四百六十号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定にのとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により、次介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申

吾

	室い二目// A I 一戸 棟八四市 一イの汀 〇ツ二陽 三へ一五 号らサ丁	江陽 陽 ト 八戸 ス サ	訪問介護	四 町一丁目四の一 東京都渋谷区本	会 社 ト 株式 サ
ι 一浜	西前二十大	浜の町 い い い い い い い り い り い り り り り り り り り	訪問介護	四町一丁目四の一 東京都渋谷区本	会ポート 社 ト 株式 サ
一	目七の四六	平商事 社大	貸福 与祉 用 具	目七の四六八戸市類家二丁	平商 事社 大
地	所在	名称	-	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又 名は
所う	業事業を行	事宝サービ	ご居 ス宅 Dサ 重	指定居宅サービス事業者	指定居宅廿

六·	の一 平字福民西六一 黒石市大字牡丹	ほー まー きョ ション ス	訪問看護	一 三丁目一九三の 黒石市追子野木	がお 会社え
"	ー 平字福民二三の 黒石市大字牡丹	トなごみ みー	訪問介護	ー 平字福民二三の 黒石市大字牡丹	ご ア プラ ザな な な

青森県告示第四百六十一号

定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指

平成二十八年七月一日

第七十八条第二号の規定により公示する。

青森県知事 三 村 申 吾

ドリーム 目二の四三 指導 調剤薬局 丁目二の四三 デージー 平成 有限会社 八戸市日計一丁 養管理 ひばかり 八戸市日計一 平成 平成 名称又は 主たる事務所の の種類 名 称 所 在 地 年月日 名称又は 主たる事務所の の種類 名 称 所 在 地 年月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本日 日本月日 日本月日 日本月日 日本月日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 日本日 </th <th></th> <th></th> <th></th>			
一 ビス事業者 居宅サ 行 う 事 業 所 廃止の 廃・石 世ス事業者 居宅サ 行 う 事 業 所 廃止の 廃・石 世ス事業者 居宅サ 行 う 事 業 所 廃止の 廃・石 世ス事業者 居宅サービス事業を 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	ド有 リ限 ー ム社	氏名 称 又は	指定居宅
調剤薬局 丁目二の四三 元・平二 元・九 ではかり 八戸市日計一 平成 田 出 年月日 届 出 年月日 展上の 廃止の 廃止の 廃止の 廃止の 廃止の 廃止の 廃止の 廃止の 廃止の 廃止	四日 三計 一	所在地又は住	サービス事業者
利薬局 丁目二の四三 六・至三 三・九ばかり 八戸市日計一 平成 届 出 年月日 届 出 年月日 原・ 元	指養居 導管宅 理療	の 種 類	l 居 ご宅 スサ
丁目二の四三 六・至三 三・九八戸市日計一 平成 年月日 年月	調 調 が 局 り		行居宅サー
世 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	丁八目戸	所	事ビ
世 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	二市の日	在	業事業
成月出の日本の一年の一年の一月の一年の一月の一年の一月の一年の一月の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の	四計三一	地	所を
三 年廃 力・ 一 日止	, PA	月止	
	吴平 成 む 言	月	

青森県告示第四百六十二号

第八十五条第二号の規定により公示する。 定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第八十二条第二項の規定により、次の指

平成二十八年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青

会福浜法 祉町人 協社外 議会	社会福祉	名称	指定居宅			
の町東 二字車 蟹田四三 三次	₹ ₹ 7	所 在 地主たる事務所の	定居宅介護支援事業者			
所支居社 援宅協 事介聲 業護田	易ケ 影浜	事居宅介護				
の町 二 下 撃 田 四 三 ア 撃 日 円 二 下 撃 日 円 二 円 二 円 二 円 二 円 二 円 二 円 二 円 二 円 二 月 二 月	1 2 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	所 在 地	業事業を行う			
六平 • 成 ≅ =		年届廃 月 止 日出の				
 		年廃 月 日止				

青森県告示第四百六十三号

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、 同法第百十五条の十第一号 次

平成二十八年七月一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

氏名

ドリーム ム

ごみ 一字福民二 アプラザな 平字福民二 株式会社ケ 黒石市大字	会社 四丁 東京都	会社 ポート株式 町 四 で ー ス サ 東京	平商事 目	氏名称又はま	事指定介護者			
字石 福市 民大	一京	四町東	日八					
二字 三牡 の丹	自渋 四四 の区 一本	一丁目四の一	I七の四六	所在地又は住所主たる事務所の	業 者			
訪 問 介 護 う 護 防	訪介 問護 介養 護防	訪問 問 所 護 務	貸福介 与祉護 用予 具防	- の 種 類 ど ス 防				
トケ なアサポー	江ポー 陽 ト 八 戸 サ	ボート い町 い い い い い が し れ し れ り い が り れ り り れ り れ り り れ り り れ り れ り も り も り	平商 事 事 社 大	名称	行護予防			
一 平字福民二三の 黒石市大字牡丹	室 いニーリー は は は に に に に に に に に に に に に に	一 町西二丁目一の 引前市大字浜の	目七の四六	所 在 地	事業所			
"	11	1六 七 一	 	年指月日定				

青森県告示第四百六十四号

がお会社え

三丁目一九三の黒石市追子野木

訪問 問 着 護 防

六

÷

たので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。 の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があっ 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の五第二項の規定により、次

平成二十八年七月一日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

- リー ム社	称又は	事指定介護				
目二の四三 四四三 丁	所在地又は住所主たる事務所の	業 者				
理療防介 指養居護 導管宅予	種ビ防介 類スサ護 の一予					
調ひ 剤ば 薬か 局り	名称	事介 業護 を予				
丁八 目戸市 の日 四計 三一	所在地	· 行う事業所 ・ ド リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ				
<u>=</u> ー	年届廃 月 止 日出の					
三平 ・成 か 三	年廃 月 日止					

青森県告示第四百六十五号

おり免許した。 業について、漁業法 平成二十八年二月十九日青森県告示第百三号をもって公示した共同漁業及び区画漁 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第十条の規定により次のと

平成二十八年七月一日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

調剤薬局 丁目二の四三八戸市日計一

(

四

入札に参加する者に必要な資格

1

入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することにつ

_	<u> </u>	平成:	28年 二	₹7 <i>,</i>	1 1 性	日	金曜	2			青 - :::::::::::::::::::::::::::::::::::		大 休 —	県	報		第4	167号			6 - - -		_							
人儿说月書	納入場所	平成二十九年三月十日	納入期限	ゲルマニウム半導体検出装置	性能等は、入る	次に掲げる物品	一般競争入		平成二十八年七月一日	一直会会	文学第十六	へのとおりー	ゲルマニ		公						年平 七月二十 日十	免 許 年 月 日 								
人札説明書による。		年三月十日		ム半導体検引	入札説明書による。		一般競争入札に付する事項		年七月一日	きょう	号) 第5六人	段競争入札 -	ウム半導体は					三西 十区 一第 号百	十西 九共 号第 六	十西 四共 号第 五	十西 三共 号第 五	免許番号								
				田装置 一方	株出装置の購入に係る一般競争入札 ・			告			右同	右 同	つつ 市 漁 業 協新		漁業権者の住所及び氏名 (名称)															
						その物品に要求する		申吾			日 利 -	(昭和二)						画特 漁定 業区			号平 の成二 六十	種漁 類業	免							
五 入札に参加する者に必要な	ていることを証明した者であること。	6 購入物品について迅速な	明した者であること。	5 購入物品又はこれと同窓	知事の指名停止の措置が行		4 一般競争入札参加資格	札の時までの間に、受けていない者であること。事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格	月二十一日付け青管第九四	約に係る競争入札参加資格	3		参加資格)の一又は平成1	資格)の一、平成二十七	2 平成二十六年六月二十	١	1 也与自台去布宁令第写	示第百三号の公示内容のとおり平成二十八年二月十九日青森県告			号の公示内容のとおり平成二十八年二月十九日青森県告示第百三	名称時期位置区域漁業の漁業の漁場の漁場の漁場の	許の内容							
入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等ていることを証明した者であること。	なアフターサービス及びメ	【なアフターサービス及び>	なアフターサービス及びメ	なアフター サービス及びメ	なアフターサー ビス及びメ						等の類似品について相当数	知事の指名停止の措置が行われたものを除く。) がない者であること。	ら第十六号までに掲げる措	審査申請書の提出期限の日	ていない者であること。一般競争入札参加資格審査	百十二号。以下「指名停止	格者名簿登載業者に関する	入れ及び借入れに係る契約	すれかの規定によりAの等な	二十八年二月十日青森県告	年一月三十日青森県告示第	七日青森県告示第五百二十	アー十条の世第一耳がて第	六十七条の四第一頁及び第	一日まで ら平成三十一年三月三十 平成二十八年七月一日か		- E 3 7	ら平成三十六年三月三十年成二十八年七月一日か	存 続 期 間	
₩ 及び場所等		購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備され		購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証	ない者であること。	名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実 (既に	一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指	:ていない者であること。 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開	月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。) に基づく知	約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領 (平成十二年一	物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契	入札参加資格)の一のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。	の一又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争	、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号 (物品等の競争入札	- 六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号 (物品等の競争入札参加のこと)	こびは夫気でる者に言言した	也ら自台去他亍令第写六十七条の四第一頁及び第二頁こ見定する皆こ亥当しな			ラアマのと す。	で 1 日本 1 日	制限又は条件								

て により、審査を受けなければならない 次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書 (以下「申請書」という。)

- 2
- 申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合に 月二十二日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。 入札への参加を希望する者は、 これに応じなければならない 申請書に関係書類を添えて、平成二十八年七 また、
- ないものとする。 ○一の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができ
- ○の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目一の

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七 七三四 九〇九八

報

提出部数 二部

県

六

入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目一の

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

青

森

〇 七 七三四 九〇九八

入開札の日時及び場所

七

1 日時

平成二十八年八月十九日 (時間は、 入札説明書による。

2

青森市長島一丁目一の

南棟四階会計管理課入札室

青森県庁舎

入札執行回数

八

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項 入札保証金は免除するものとし、 契約保証金は青森県財務規則

.青森県規則第十号) 第百五十九条の規定による

+ 落札者の決定方法

> 者で、 者を落札者とする。 購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書等を提出した かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った

契約の締結

2

落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。 落札の決定後、 当該入札に係る契約の締結までの間において、 当該落札者が四

 \pm 入札条件

を除く。) を遵守するほか、入札説明書による。 青森県財務規則に定める入札者心得書 (ただし、 第四条第八項及び第六条 (B)

十三 入札書記載金額

る金額を入札書に記載すること。 るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当す る額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨 てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す

十四四 その他

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効と 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、 入札説明書による。

SUMMARY

a t u r e a n d quantity o f products

detection

t o Germanium b e purchased: semiconductor

evice,

T i m e limit for gust, 2016 (P 1 e tend s e r e

а

b i d

time.)

ω

(昭和三十九年三

Point f o ч t h Ф notice:

TEL 017-734-9098 Aomori 1 - 1 - 1Aomori Prefectural Accounting Account Management APAN Nagashima City, Bureau Aomori Gov Division 0 30 - 8ernmen 5 7 0

出 先 機

関

土地改良区の定款変更の認可

より公告する。 土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月二日認可したので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、三戸 同条第三項の規定に

平成二十八年七月一日

三八地域県民局長 志

武 田

郎

土地改良区の定款変更の認可

湖土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月七日認可したので、 により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 同条第三項の規定 † =

平成二十八年七月一日

西北地域県民局長 Щ 本

馨

土地改良区の定款変更の認可

の規定により公告する。 瀬川南岸土地改良区の定款の変更を平成二十八年六月九日認可したので、同条第三項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 奥入

平成二十八年七月一日

上北地域県民局長 Щ 田

挙 · 管 理 委 員 会

選

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改正 ムの長、 平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第百四号 (病院の長、老人ホー 身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病

平成二十八年七月一日

青絲県選挙管理委員会委員長

柿 崎

光

顯

一の表中

全機構青森労災病院独立行政法人労働者健康安 祉機構青森労災病院独立行政法人労働者健康福 " " 大字白銀町字南ケ丘 大字白銀町字南ケ丘 を に改める。

裕

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社 青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 | (印刷所・販売人)

| 定価小口一枚二付十五円四十四銭|| 年週月・水・金曜日発行

(発 森市氏 島 島 二 丁 ▲